



URL:<http://www.mu-kansai.or.jp>
E-mail:sodan@mu-kansai.or.jp

〒530-0043 大阪市北区天満1丁目6番8号 六甲天満ビル801
管理職ユニオン・関西 TEL(06)6881-0781 FAX(06)6881-0782

安倍政権を倒そう！

残念な京都市長選とその結果



国会での議論は、モリ・カケに続く安倍選挙ファミリーの「桜を見る会」の疑惑に、まともに答えない論戦が続いています。論戦ならいいが、見かけは安倍のヨレヨレ答弁に見えますが。おまけに「カジノ汚職」が発覚しても知らん顔です。

安倍政治は、10%の消費税、沖縄辺野古新基地建設での民意無視をはじめとする强行。自衛隊の海外派兵も次々とやっています。すでにP3C哨戒機、2月2日には護衛艦を中東に派遣・派兵しています。実態的には憲法9条など関係ないという具合です。

大阪府・市では、夢洲での2025年の万博と、バクチのカジノ誘致をセットにして推進しています。以上のことを行っている安倍政権と、吉村知事・松井市長のやっていることに反対です。

京都市で2月2日に市長選挙がありました。「安倍政権を倒さなあかん」と言っている野党の立憲民主・国民民主・社民がこぞって自公の推薦する門川という現職市長を推薦し応援しました。国政と地方政治は違うと言われればそれまでですが、「安倍打倒」という党が、地方では政権党の自民・公明といっしょにやっているのには大きな違和感を覚えます。何人かの京都在住の組合員に話し、共産党とれいわ新選組が推薦した候補者に投票しましたが、現職が5万票差で勝ちました。残念な結果です。

3月22日(日)13時集合、春闌御堂筋デモ 結集を！
組合員の皆さんには、予定に入れておいてください

60才定年で雇用せず！ 解雇攻撃と闘う不当労働行為申立て！

今年の1月17日、Y（大阪市福島区）に約40年務めてきたBさんが、解雇されました。

昨年10月1日、社長に再雇用後の労働条件の団体交渉を求めた。この社長への直接手渡し後、組合敵視・嫌悪として団体交渉で「再雇用しません」との対応となつた。以下、申立書の「請求する救済内容」と、解雇に至る「経過」、「不当労働行為を構成する事実」を紹介します。

第2 請求する救済の内容

1、被申立人Y株式会社は、管理職ユニオン・関西の組合員であるB氏に対する、2019年12月6日付通知書記載の「すでにお伝えしておりますとあり、定年後の再雇用は行いません。」が労働組合法第7条に違反して無効であることを確認して、2020年1月21日以降も従業員としての地位があることを確認する。

2、被申立人Y株式会社は、B氏に対する2019年12月6日付通知書を撤回し、継続雇用を認め1月21日以降の賃金を毎月月額19万円（甲5）及び年2回の賞与を支払え。

3、被申立人Y株式会社は、管理職ユニオン・関西の組合員であるB氏を60歳定年後の再雇用をしなかつたことを反省し、謝罪しなければならない。

下記の謝罪文書を会社正門前の見えやすい場所に縦1.8メートル、横90センチメートルの大きさの白色木版に楷書で明瞭に墨書きして、1ヶ月間掲示すること。謝罪文略。



第3 不当労働行為を構成する具体的な事実

3-1 当事者

(1) 申立人は略。

(2) 被申立人、Y株式会社は、自動車部品とその関連商品、及び半導体とその関連商品の販売を行い、従業員は80名である。

3-2 不当労働行為に至る経緯

(1) 組合員B氏（以下、Bという）は、1980年4月に株式会社Y商会（のちY株式会社に社名変更）に入社した。本社業務部に配属され、輸入品のテレックス送信、積送伝票の発行、会議資料の作成、ダイレクトメールの発送業務などを行なう。

(2) 1984年4月、Bは、国内部大阪支店勤務となり、伝票発行等の業務を担当となる。1986年頃、腱鞘炎になる。

1987年11月、大阪支店の第3課に所属し、OEM関係の業務を担当する。1997年、店頭受注業務担当となる。1999年3月4日、勤務中に腹痛が起き緊急入院し、手術の後、4月7日に復帰する。2000年、商品管理課に所属し、倉庫にて入出庫業務を担当する。2005年、店頭業務を担当となる。

(3) 2009年6月はじめ、Bは、前F大阪支店長にパートタイマーにならないかと言われる。

(4) 同年6月8日、組合に相談し、加入する。7月に会社と団体交渉を行い、「パートタイマーにならないか」という件は、大阪支店長の個人的見解であり、会社の提案ではないということで解決する。

(5) 2019年7月18日午後2時前、Bは組合の仲村書記長の指示「定年後の再雇用を、事前に希望申入れをすること」に基づき、K部長に「健康に自信があるので、定年後も引き続き同じ仕事内容、同じ待遇」での定年後の再雇用の希望を伝える。これに対してK部長は、「そんな早くにはわからない。支店長に言うたか、言ったか」と繰り返した。

同日午後2時30分頃、BはM支店長にK部長に言った内容と同じことを伝える。支店長も前年定年を迎えることになっており、その時の様子を聞くと「放置していて、ぎりぎりに条件を会社から聞いた」と聞かされた。「同じ待遇は難しいと思う」といわれたので、Bは待遇については「希望です」と答える。

同日午後4時30分頃、K部長がBの席に来て、「誕生日いつや、いつや」と聞かれる。Bが答えると、「正式な定年日は、1月20日になる。待遇はだいたいその1か月前位にならないとわからない」と言われる。

(6) 同日夜、その後、組合と相談し、再雇用の労働条件を確認するため団体交渉の申入れをすることにした。

Bは、同年10月1日、組合から指示された協議事項「組合員B氏の継続雇用労働条件について」とする団体交渉申入書を、社長に直接手渡した。

(7) 同年10月24日、団体交渉を開催した。

会社のK部長は、Bの「継続雇用労働条件について」の協議申し入れであったにもかかわらず、「就業規定の定年退職者雇用規定第2条、勤務態度が著しく悪いというものであるところで、再雇用はできない」と答える。組合からの「高齢者雇用安定法はご存知ですか」との質問に、知っていると答えた上で、「心身の故障により、業務に耐えられないもしくは、勤務状態が著しく不良で引き続き従業員としての職務を果たしえない。なお、就業規則に定める解雇事由または解雇理由に該当するものは、継続雇用しない」とした。

会社側の交渉メンバーに対して、組合からのいろいろな質問、理由をめぐる追及をした。しかし、K部長の発言は、社長が決めた決定であり変更できないという事で終始した。

この日の団体交渉は、組合の仲村書記長から、Bさんの60歳以降の再雇用の労働条件の話し合いができるか、社長と検討することを要請し、この団交で述べた解雇理由を書面で提出してもらうことを確認した。併せて、近いうちに団体交渉を申し入れることを伝えた。K部長が「はい」と答えたので、団交を終えた。

(8) 同年11月13日、会社から取締役管理部長K名で、「B氏の今後の処遇について」とする書面(甲2)がFAX送信にて届いた。定年後再雇用しないこと、再雇用しない理由が書かれたものであった。

(9) 同年11月28日、団体交渉を開催した。

前回の団体交渉後、再雇用しない、つまり解雇に相当する理由が書かれていた書面、「B氏の今後の処遇について」に対し、組合仲村書記長から、「解雇に相当する理由は全くないようと思う」と述べた。これに対して会社のK部長は、「前回と同じ答えで、そのままできています」と答えた。組合の書記長から、書面に書かれた理由がすべてかとの確認をしたところ、K部長は、「はい」と明確に答えた。

その後、再雇用しない理由について、組合員のBと組合から質問や事実確認をした。今回の再雇用拒否のための理由は、突然作成されたものとして出てきたものであり、理由としても成り立たないのであるので、以下の再確認をした。

組合の仲村書記長から、定年退職後の再雇用規程第2条で原則として「希望するもの全員を再雇用する」としている。再雇用しない例外は、①と②がある。②は、「勤務態度が著しく悪い者」となっているが、B氏は、それに該当しない。会社が述べている理由は、解雇に相当する理由があるから再雇用しないということにはならないとした。その上で、会社のK部長に「検討する気もないか」と確認したが、K部長が「検討する気はない」としたので、交渉を終えた。

(10) 同年12月6日、Bが、会社から「再雇用を行いません」とする通知書を渡された。

(11) 同年12月18日、Bは会社に対し、会社の通知書の「定年後の再雇用は行いません」に納得していないこと、「B氏の今後の処遇について」とする書面の内容を認めていないことを記載した通知書を、内容書面郵便で会社社長あてに郵送した。

第4. 不当労働行為を構成する具体的な事実

以上の「第3、3-1 経緯」で述べたように、会社は、Bが組合員であることは、2009年6月8日の時点で承知している。

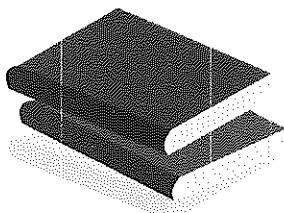
今回のBの定年再雇用の労働条件交渉を開始するに当たって、組合は、Bに、事前に定年退職後の継続雇用希望の申入れと、退職日の確認をするように指示した。B氏は、会社のK部長、M大阪支店長に対して希望を伝え、退職日及び「同じ待遇は難しい」との答えを得ていた。

同年10月1日、組合の指示でBは、「組合員B氏の継続雇用労働条件について」を協議事項とする団体交渉申入書を、社長に直接手渡した。

そして開催された団体交渉において、突然、会社は定年後「再雇用をしない」としてきた。これら一連の行為は、Bが会社社長に直接、団体交渉を申し入れたこと、定年後の再雇用の労働条件についての団交要求をしたことを嫌悪し、突然、Bを継続雇用しない理由、解雇に相当する理由をにわかに考えだしたのである。

短大卒業後、60歳定年まで会社で一貫して勤務してきたBを、2009年時点ではパート労働者にしようとしたが撤回し、今回は組合員であり、会社の言いなりでなく、組合活動を通して継続雇用の労働条件を決める行動に出たBを、最高の不利益を与える継続雇用拒否=解雇を組合員であるが故に行ってきた。

以上



日本フッ素工業(株)相手に、 懲戒処分無効裁判準備！ 減給処分と、降格(次長から課長)の不当処分撤回さ せるために

日本フッ素工業株式会社（堺市美原区木材通2-4-6）は、フッ素樹脂を利用した塗装（コーティング）の業務をする会社です。そこで大阪営業部の次長をしていたK組合員の減給・降格処分の無効を求める裁判である。現在、訴状の作成中で近日中に提訴する予定である。

Kさんは、2018年7月、1万円の減給処分を受けた。会社の説明は、「貴殿は平成30年2月、U部員と共にお客様を接待している最中に、U部員に対し業務とは全く関係ない事柄を持ち出して、お客様の面前であることをわきまえずにいさかいをはじめる等の不適切な行為に及んだものである。貴殿のこのような行為は会社の信用および名誉を傷つけるものであって、社員（とりわけ次長という職責にある者）としてあるまじきものであり、ここに減給処分に付して、厳重に戒めるものである。」というものである。

また同じ日、中日本営業部の次長から課長への降格処分があった。辞令を文書で渡されたが、理由についての明示はなかった。

会社の処分は、就業規則上の懲戒の種類としては、「減給」「役職の解任」にあたる。懲戒事由としては、「会社の信用および名誉を傷つける」ものとしか記されてい



ない。従って、懲戒理由に該当しないこと、二重処罰であること、飲み会の経緯を詳しく書くこと、処分に至るヒアリングなどのこと、組合の団体交渉の内容を通して不当な処分であることを示す予定です。次号で詳しく。

かんで
最近の団体交渉から 医療法人兵庫錦秀会 神出病院



組合員のTさんは、10年前に加入しています。現在の神出病院は、H27年9月に非常勤として精神科医で採用された。以前は内科医でもあった。

昨年9月はじめ頃から、昨年4月に採用された若手の30台の常勤の医師とトラブルが発生した。Tさんに非はなかったが、9月24日、院長によって医局からの机の移動を命令される。27日、事務部長から「当直外す」「日勤は火曜を外し、水曜金曜のみにする」と通告を受ける。実質、半減に近い大幅な給与ダウンとなる通告である。自己退職を狙っているのである。

昨年10月2日、相談に訪れ、加入通知書と団体交渉申入書を法人に提出。団交が10月17日に決まるがその前に、「2020年3月31日の契約期間までは、給与は下げない」と言ってくる。

これまで3回の団交を行っている。直近の1月30日では、要求していた、(1)求職支援関係として、再就職のための休暇を有給休暇とは別に付与すること、「求職支援書」の提出。(2)社会保険の遡及、雇用保険の加入について見解をきいた。

後は、第一医局への立入り禁止は差別待遇であるとの追及、組合員であるが故の不当労働行為との認識を伝える。雇止め理由として「精神科医師としての能力が十分でない」発言の具体的な根拠を示せと迫る。判断した院長が出てこず、副院长が院長からのメモを読み上げただけで進まず。

総じて不誠実団交対応、差別的待遇が改善されなければ不当労働行為申立てをするかもしれないこと、また須磨年金事務所、ハローワークへの確かめ手続きする検討と回答日を決めて団交を終えた。

Tさんはユニークな先生で、自らもメンタル病を抱え、難病もちでもある。組合員にも人気があり、組合員交流会で医療相談会を計画予定である。



2月度 組合員交流会

みんな集まれ！！

2月14日（金）午後7時～9時 ユニオン事務所

○職場報告・近況報告、そして聞いてほしいこと、話したいこともOK！

○これから毎月の交流会の企画も話し合います。

☆各自飲み物は持参ください。つまみ・駄菓子は組合で用意します。



派遣通勤費裁判・証人尋問の傍聴を！

派遣社員に対する通勤費支給を求めている裁判がいよいよ大詰めを迎えていま
す。1月30日の弁論期日では、原告・被告の主張がほぼ出尽くしたということで、
いよいよ証人尋問の日が決まりました。具体的には以下の通りです。

原告証人尋問 3月16日（月）15時～ 大阪地裁809号法廷
被告証人尋問 3月19日（木）10時～ 大阪地裁810号法廷
傍聴席を埋め尽くし、公正判決を求めていきたいと考えています。是非傍聴を！

《私たちの主張》

原告は、有期雇用であることを理由とした不合理な差別を禁止した労働契約法第20条を根拠に、派遣社員に対する通勤手当の支給を求めています。被告であるリクルートスタッフィングが正社員に対しては通勤手当を支給しているのに、派遣社員に対して通勤手当を支給しないのは不合理だと主張しているのです。

私たちは、最高裁判決に照らして、そして国会の付帯決議や行政通達等に照らして、派遣社員への通勤手当不支給の不合理性は明白であり、勝訴は間違いないと確信しています。

●ハマキヨウレックス最高裁判決

通勤手当を巡る判例としては、ハマキヨウレックス事件最高裁判決があります。これは、最高裁が、正社員と契約社員とで通勤手当の支給に差をつけることは不合理だと判示したもので、判決は「この通勤手当は、通勤に要する交通費を補填する趣旨で支給されるものであるところ、労働契約に期間の定めがあるか否かによって通勤に要する費用が異なるものではない。また、職務の内容及び配置の変更の範囲が異なることは、通勤に要する費用の多寡とは直接関連するものではない。加えて、通勤手当に差異を設けることが不合理であるとの評価を妨げるその他の事情も伺われない。」として、契約社員に対して正社員と同等の通勤手当を支給することを命じました。

●国会の付帯決議

改正労働者派遣法の付帯決議第8号（平成27年9月8日参議院厚生労働委員会）では、「派遣労働者であることによって特段の理由なく通勤手当が支給されないことは不合理であると考えられる」とされています。

●行政通達

また、厚生労働省告示「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」においても、「有期雇用派遣労働者の通勤手当に係る労働条件が、期間の定めがあることにより同一の派遣元事業主と期間の定めのない労働契約を締結している労働者の通勤手当に係る労働条件と相違する場合においては、職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないこと。」とされています。

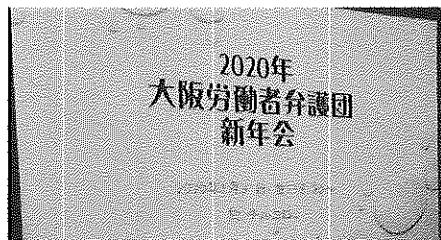
この裁判で勝利すれば、その影響は絶大です。2019年1月～3月平均で派遣労働者の数は142万人に達して



います。その内100万人に通勤費の支給がないとします。1人1か月2万円の通勤費がかかるとすれば、100万人×2万円で毎月200億円、年間2400億円。これだけのお金が、派遣会社の利益から派遣労働者の収入に代わるので、社会的にも大きな影響を与える裁判ですので、是非傍聴お願いします！

(大橋)

大阪労働者弁護団の新年会の参加報告



大阪労働者弁護団の2020年度新年会が1月31日、恒例の西天満の居酒屋チルコロで開催されました。M弁護士、Z弁護士、管理職ユニオンの案件もいくつか受け持っていた大橋執行委員長、N弁護士等、20名ほどの弁護士が出席していました。労弁賛助団体からは、港合同、全港湾大阪支部、ユニオン大阪、そして連帯の近畿地本、H委員長と生コン支部、トラック支部、関西ゼネラル支部から数人が参加していました。管理職ユニオンからも大橋執行委員長ら3人がこの新年会に参加し、総勢でいうと38名がこのチルコロにて新年を一緒に祝いました。

初めに、事務局長が定期総会で藤原航弁護士から友弘克幸弁護士に引き継がれたことのお知らせがあり、その事務局長の友弘克幸氏から労弁の最近の近況について話がありました。最近の活動としては、労弁では、賃金請求権の消滅時効期間を改正民法施行と同時に直ちに5年とすることを求める声明を公表し、厚生労働大臣、政党、マスコミ、労働団体等に声明文を送付したそうです。これは、昨年12月27日に労働政策審議会の「賃金等請求権の消滅時効の在り方について」という建議を受けてのものです。この建議で報告された労働条件分科会の検討結果は、賃金請求権消滅時効について、改正民法施行（2020年4月1日）における一般債権の消滅時効期間とのバランスから消滅時効を5年間としましたが「当分の間は現行の労基法第109条に規定する記録の保存期間に合わせて3年間の消滅時効期間とすることで、企業の記録保存に係る負担を増加させることなく、未払い賃金に係る一定の労働者保護を図るべきである」としています。労弁では、この当面3年にするというのを不当とし、他の債権と同じく、直ちに5年にするべきだと主張しているのです。1月10日付けにて声明を公表し、声明文の全文をホームページに掲載しているそうです。

賃金債権の消滅時効2年の壁に泣かされた労働者も多かったと思います。法律施行されてからの賃金債権が対象になりますが、今まで残業代未払いなどの請求権が2年で時効になるとされていたものが3年、願わくば5年になるのであれば、労働者にとって朗報と呼べるべきものです。ぜひ頭の片隅に入れていてほしい情報です。

また、団員弁護士が韓国民弁交流で訪韓し、韓国労働運動の象徴的存在であるチョンテイル記念館を見学をし、チョンテイル亡き後、労働運動の発展があったのはチョンテイルの母親李小仙の運動によるところが大きいことがわかったこと、労弁新入団員として紹介されたU弁護士は沖縄の辺野古と高江で座り込みを行った経験があることや、Y弁護士からは、参議院議員選挙に立候補して切磋琢磨した奮闘記が語られるなどそれらの興味深い話に会場がわきました。



今回は、数人の弁護士の方々と2次会としてバーにいき、そこで今、増加しているUberEatsなどの個人請負で働いている労働者にもユニオンが必要ではないかという話が出ました。現在、東京でUberEatsユニオンが起ち上がっているが、それは大阪でも同じで、個人請負労働者の権利擁護のため大阪でも個人請負のユニオン結成が求められるのではないかという話でした。そのことは、最近管理職ユニオンの事務所でも話が出て、検討していたこともあります。偶然にも、その弁護士も同じことを考えていたらしく、具体的に大阪でユニオン結成を進めていたことを知りました。当組合の組合員も弁護士も同じタイミングで同じことを思って行動していたことが発覚し、その奇妙に一致した思考に驚きあいました。そのほか、バーでは、カラオケを歌ったり、思いを語り合ったり、気持ちが通じ合える大変暖かい交流ができました。

未曾有の関西生コン支部への刑事弾圧があり、ユニオンの活動が狭められている現状において、ユニオンによる団体活動による運動と弁護士による裁判での闘争を結び付けた運動などで各々の違う力と特徴を最大限に生かすことができれば、これから的新しい労働運動の突破口になるように感じます。これからも弁護士の方々との交流をより深め、今後のユニオン活動を活性化させることに繋げていきたいと思いました。

執行委員 T. N

関西「業種別職種別ユニオン運動」連絡会 第4回例会案内

立ち上がった韓国の女性労働者 小売り・サービス、介護事例を中心に

日時 2020年3月11日(水) 18時30分～20時30分
場所 エルおおさか 南101

報告者 横田伸子さん(関西学院大学社会学部)

韓国の女性非正規労働者組織する一韓国女性労組と韓国女性労働者の会の事例を中心に～。横田さんには、具体的な事例に即した企業を超えた、業種別職種別ユニオン→産業別ユニオンに繋がる示唆をもらえるような報告をお願いしています。



2020 年度予算案 消費税収が最大財源

副執行委員長 稲岡宜男

大企業優遇、軍拡を推し進める

国民に消費税 10% 増税を押し付ける一方で社会保障は切り捨て、軍事費は過去最高、大企業には新たな優遇税制を創設する。自民・公明政権が閣議決定した 2020 年用距離度予算案は「国民の暮らしには目もくれず、大企業優遇と軍拡を推し進める最悪の予算案」です

国の消費税の税収は 10% 増税で初めて 20 兆円を突破します。消費税の税収は 09 年度に法人税を超える来年度は所得税も上回って最大になります。消費税 10% 増税後の経済統計では、前回の 8% 増税以上に消費が落ち込んでいます。政府は事業規模 20 兆円の経済対策を打ち出し、一部を 20 年度予算案に盛り込みました。その内容は大型公共事業の追加をはじめ、ごく一部の人しか利用できない「マイナンバーカードによるポイント付与、2478 億円を計上」などが中心です。



456 兆円もの内部留保をため込んでいる大企業には、「ベンチャー投資」「第 5 世代移動通信システム(5G)」などを対象にした優遇税制を創設します。

軍事費は 8 年連続の増加で 5.8 兆円を超えました。さらに 19 年度補正予算案でも 0.4 兆円を追加しました。トランプ米政権の圧力に屈して、米国政府の言い値で買わされる有償軍事援助(FMS)で高額兵器の「爆買い」を進める予算です。

護衛艦「いづも」の改修費に 31 億円、ステルス戦闘機 F35B6 機の取得費に 793 億円など、事実上の空母化に踏み出します。さらにステルス戦闘機 F35A3 機 281 億円、新型空中給油機、長距離巡航ミサイル増強、「宇宙作戦隊(仮称)」の創設など軍拡をいっそう加速させます。

国民の反対で配備場所も決まっていない陸上配備型ミサイル迎撃システム「イージスアシヨア」の経費も計上しました。県民投票で圧倒的な県民が反対の意思を示した沖縄県名護市の米軍新基地建設に 840 億円(契約ベース)を計上。

社会保障では、高齢化などに伴う予算の「自然増」5300 億円を、公的医療保険から医療保険に支払う診療報酬を全体で 0.46% 引き下すことなどによって 1200 億円カットしました。診療報酬は 4 回連続のマイナス改定。物価や賃金が上がっても年金の増加を抑える「マクロ経済スライド」を 2 年連続で発動し、年金額を実質削減します。

自民・公明政権は、75 歳以上の医療費窓口負担を 1 割から 2 割に倍増するなど、さらに介護保険の利用料負担増などを進めようとしています。

農業では環太平洋連携協定(TPP)や日米貿易協定の対策費を計上しましたが、国内農業への深刻な打撃や食料自給率の低下を阻止できるものではありません。

環境問題の、気候変動問題で日本が、国際的な避難を浴びている、石炭火力発電の輸出支援予算を継続しました。原発推進に 1280 億円を計上しました。」



国民に 4 兆円を超える消費税増税を押し付けながら、景気悪化で法人税や所得税が減って税収が伸びず、大量の赤字国債発行も続いています。大企業や富裕層への優遇税制を改め、軍拡などの浪費をやめれば、消費税減税や社会保障など暮らしの財源を確保できます

関西生コン支部弾圧を許さず反撃を！

武委員長、湯川副委員長の釈放を早急に！

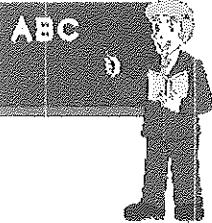
あたりまえの労働組合の活動への権力弾圧を許すな！

武委員長、湯川副委員長は逮捕・勾留から1年6ヶ月となっています。下記の権力弾圧一覧表が、これまでの逮捕者、起訴による被告としての人数です。2018年7月の滋賀県警から始まった逮捕劇は、昨年2019年11月14日の和歌山県警海南署までの間で実に89人が逮捕され、72人が起訴されています。滋賀県の大津地裁、大阪地裁での裁判は、検察側証人からこちら側の証人尋問へ移っています。和歌山と京都は、まだ公判が始まっていません。

逮捕理由は恐喝未遂や威力業務妨害などとなっていますが、実際に行ったのは、私たちもよくやっている抗議宣伝のビラまき、協定書を結んだ解決、抗議申入れや要請行動、ストライキでの平和的説得などです。滋賀県警の場合は、生コンの安全・安心の品質保証のための安売りなどの不公正の規制のコンプライアンス活動が、それも1年以上前のことが「恐喝未遂」「威力業務妨害」とされています。建設現場での法令違反を指摘したビラを配布しただけの組合員も「威力業務妨害」で逮捕され起訴されています。また捜査にあたったのは、滋賀県警と京都府警はやくざを担当する組織犯罪対策課です。長期になる支援活動への協力をお願いします。

権力弾圧事件一覧（時系列順）

	逮捕	事件名	捜査機関	逮捕者		逮捕理由	起訴	被告		罪名
				組合	業者			組合	業者	
1	18/07/18	フジタ事件（第1次）	滋賀		4人	恐喝未遂	18/08/08		3人	恐喝未遂
2	18/08/09	同（第2次）	滋賀	1人	2人	恐喝未遂	18/08/30	1人	2人	恐喝未遂
3	18/08/28	同（第3次）	滋賀	3人		恐喝未遂	18/09/18	3人		恐喝未遂
4	18/09/18	宇部三菱大阪港SS事件	大阪	16人		威力業務妨害	18/10/09	7人		威力業務妨害
5	18/10/09	中央大阪生コン事件	大阪	8人		威力業務妨害	18/10/30	5人		威力業務妨害
6	18/11/21	宇部三菱・中央大阪事件	大阪	4人		威力業務妨害	18/12/11	3人		威力業務妨害
7	18/11/27	セキスイハイム近畿事件	滋賀	8人		威力業務妨害	18/12/18	8人		威力業務妨害
8	19/02/05	フジタ事件（第4次）	滋賀	15人		恐喝未遂	19/02/26	15人		恐喝未遂(9)、威力業務妨害(6)
9	19/02/18	同（第5次）	滋賀	1人		恐喝未遂	19/03/08	1人		恐喝未遂
10	19/04/11	タイヨー生コン事件	滋賀	2人		恐喝	19/04/26	2人		恐喝
11	19/06/18	日本建設事件	滋賀	4人		威力業務妨害	19/07/09	4人		威力業務妨害
12	19/06/19	加茂生コン事件	京都	5人	2人	強要未遂・恐喝未遂	19/07/10	5人		強要未遂・恐喝未遂
13	19/07/17	近畿生コン事件	京都	2人		恐喝	19/08/07	2人		恐喝
14	19/07/17	東横イン事件	滋賀	4人		威力業務妨害	19/08/09	4人		威力業務妨害
15	19/07/22	和歌山広域協組事件	和歌山	3人		強要未遂・威力業務妨害	19/08/09	4人		強要未遂・威力業務妨害
16	19/08/20	日本建設・東横イン事件	滋賀	1人		威力業務妨害	19/08/30	1人		威力業務妨害
17	19/09/04	ベストライナー事件	京都	2人		恐喝	19/09/25	2人		恐喝
18	19/11/14	和歌山広域協組事件	和歌山	2人		強要未遂・威力業務妨害	不起訴	—	—	
				81人	8人			67人	5人	



みなさんご存じですか？（パソコンの話）

Windows7 のサポートが去る 2020 年 1 月 14 日に切れました。

「サポート切れって何？」という方は、続きを読むください。

パソコンは OS (オペレーティングシステム) と、アプリケーションソフト (インターネットエクスプローラー、Word、Excel、筆まめ等) (以下アプリ) の組み合わせで動いています。

OS とアプリには、必ず不具合が含まれています。その不具合点を自動的に修正してくれるのをサポートと呼びます。サポートを受けずに放っておくと、悪意ある第三者がその不具合点を利用して、ウイルス等を忍びこませたりして、パスワードやデータを盗み出します。

2019年7～9月のインターネットバンキングの不正払戻しは、件数は419件、金額は約4億円にのぼります。

「私はパソコンをめったに使わないから」という方も油断をしてはなりません。悪意の第三者は特定のパソコンを狙い撃ちすることは少なく、インターネットにつながっているパソコンの中で不具合点のあるパソコンを自動的に選別し、狙ってきます。

「ウイルス対策ソフトを入れているから大丈夫」という方もおられると思います。しかし、ウイルスも日々進化しています。また、ウイルス対策ソフトも OS のサポート切れの少し後に更新を止めてしまいます。そうなると、新しいウイルスには全くと言って良いほど効果を発揮しません。

Windows7 のパソコンを使い続けたい場合は、インターネットに接続しないようにしましょう。その場合でも、USBメモリ等からのウイルス感染の可能性が残りますが、パスワードやデータの流出は起こりません。

OS	アプリケーション		
Windows XP	サポート終了	Office2010 より前	サポート終了
Windows Vista	サポート終了	Office2010	2020/10/13
Windows 7	サポート終了	Office2013	2023/4/11
Windows 8	サポート終了	Office2016	2025/10/14
Windows 8.1	2023/1/11	Office2019	2025/10/14
Windows 10	2025/10/14		

「Windows10 に更新したから自分は大丈夫」という方は、Office のバージョンを確認してください。今使っているのは、Office2010 以降です。

執行委員 H・T